

## 東京都難病診療分野別拠点病院の広告について

厚生労働省告示に基づく「都道府県知事の定める事項」として、「東京都難病診療分野別拠点病院」を公示し、その名称を広告できるようにする。

### ○ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項一覧

(平成19年厚生労働省告示第108号) 第4条第20号の規定により、知事が定めた事項

広告することができる事項	施行日
救命救急センターを有する医療機関が実施する軽度から重度までの症状に総合的に対応する救急診療業務に関する施設等の名称	平成13年11月27日
東京都、特別区、市町村又は地方公共団体の組合が病院又は診療所を開設し、当該病院又は診療所の管理に関する事務を委託した場合における、当該管理に関する事務を受託した法人の名称	平成14年12月2日
東京都指定二次救急医療機関	平成14年12月2日
災害拠点病院	平成15年6月19日
東京都脳卒中急性期医療機関	平成21年3月4日
東京都小児がん診療病院	平成25年8月30日
東京都がん診療連携拠点病院	平成27年4月1日
東京都がん診療連携協力病院（名称については、「東京都がん診療連携協力病院（肺がん・胃がん・大腸がん・肝がん・乳がん・前立腺がん）」というように指定を受けたがん種を括弧書きで明記すること。）	平成27年4月1日
東京都難病診療連携拠点病院	平成30年4月1日
東京都難病医療協力病院	平成30年4月1日
東京都アレルギー疾患医療拠点病院	平成31年4月1日
東京都アレルギー疾患医療専門病院	平成31年4月1日
<b>東京都難病診療分野別拠点病院（名称については、「東京都難病診療分野別拠点病院（神経・筋疾患）」というように指定を受けた疾患群を括弧書きで明記すること。）</b>	<b>令和6年4月1日 （今回追加）</b>

### ○ 根拠法令等

#### ・医療法

第6条の5 医業等に関する広告の制限

．．．．．次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

3項1号 医師又は歯科医師である旨 2号 診療科名 3号以下略

15号 その他前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

#### ・平成19年厚生労働省告示第108号

第4条 法6条の5第3項第15号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

1号 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨 2号以下略

20号 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

#### ・医療広告ガイドライン

第4 広告可能な事項について

4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容

（15）その他各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項（第15号関係）

ツ 広告告示第4条第20号関係

「前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項」については、地方公共団体の単独事業として実施している事業に関する事項等について、都道府県知事が公示することにより、当該都道府県の区域内において広告可能事項とすることができるようにする趣旨であること。

なお、事項を定めるに当たっては、各都道府県における診療に関する学識経験者の団体又は都道府県医療審議会の意見を聴く等の方法により、関係者の合意形成に努めるよう配慮されたいこと。